

漁業法第62条の規定に基づく  
広島海区漁場計画など  
(変更部分のみ)

免許予定日 令和6年11月1日

存続期間 免許の日から  
令和10年8月31日まで

申請期間 令和6年8月1日から  
令和6年9月30日まで

公示番号

区第405号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あかがい養殖業	1月1日から12月31日まで
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。
基点1	福山市田尻町田尻漁港東側防波堤付け根から護岸沿い東へ80メートルの所
基点2	福山市水呑町竹ヶ端から西へ1つ目の鼻
ア	1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上300メートルの所
イ	1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上550メートルの所
ウ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上287メートルの所
エ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

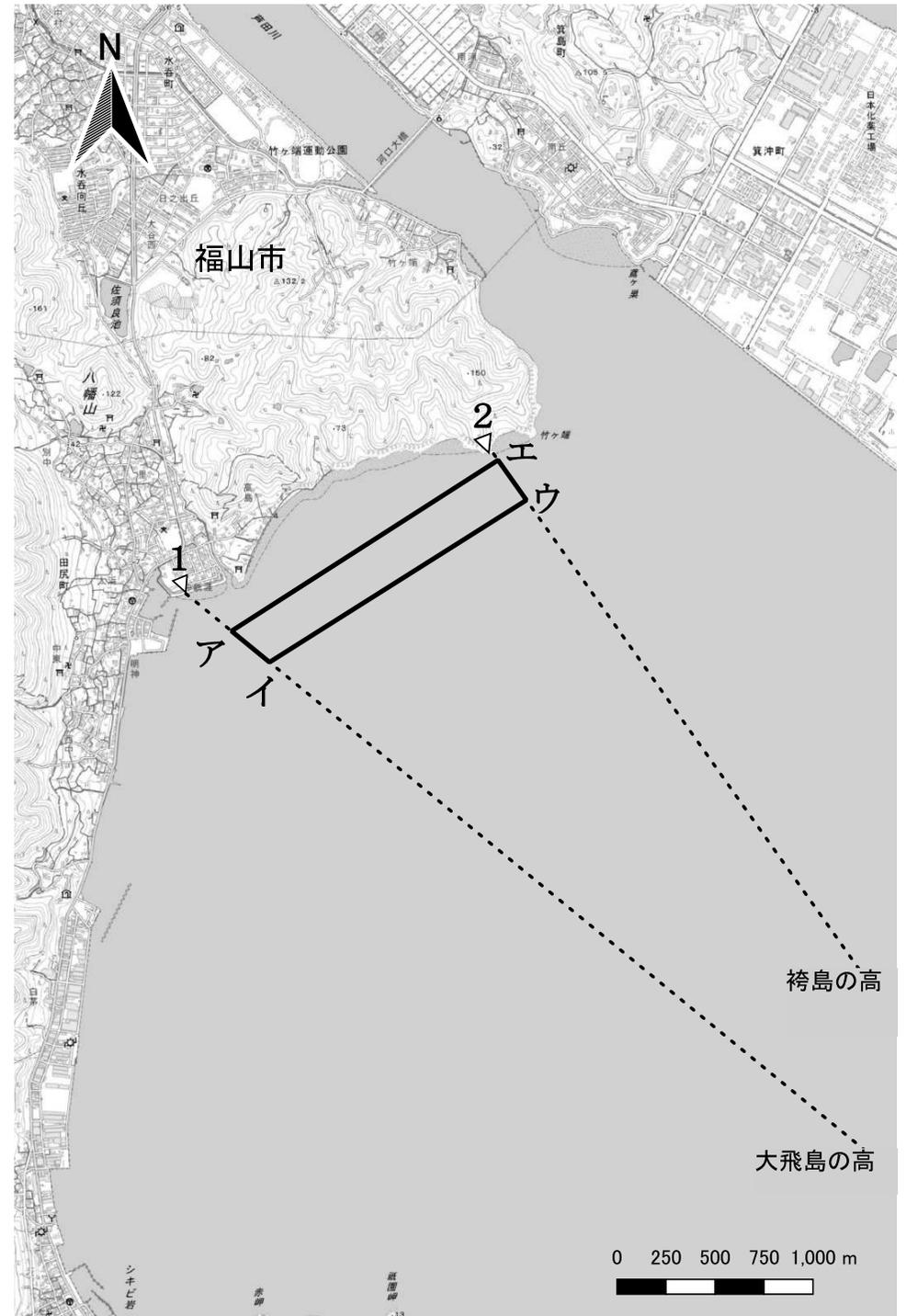
関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

区第417号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市沼隈町能登原(有)岩船水産西側棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所
基点2	福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所
ア	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所
イ	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上50メートルの所
ウ	2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所
エ	2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上70メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

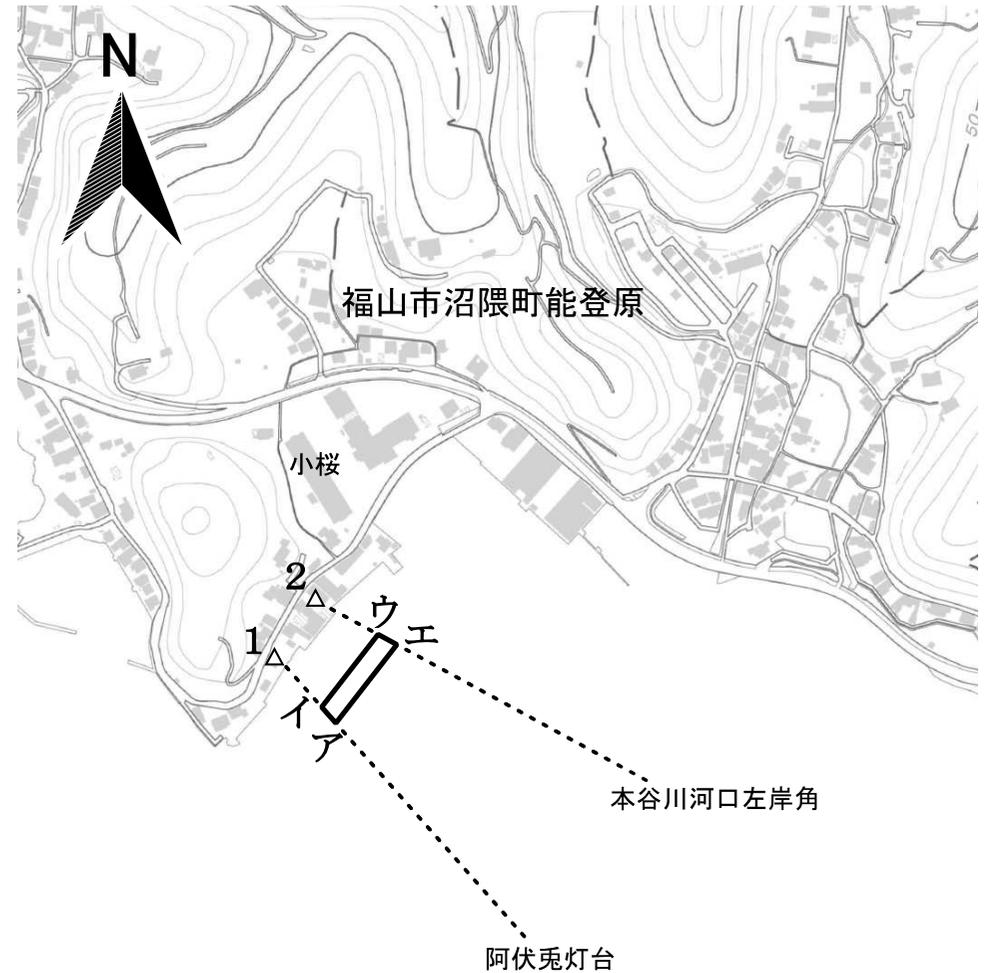
関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



0 100 200 300 400 m

公示番号

区第418号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端
基点2	福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端から防波堤沿い北西50メートルの所
ア	1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上20メートルの所
イ	1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上70メートルの所
ウ	2から福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上70メートルの所
エ	2から福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

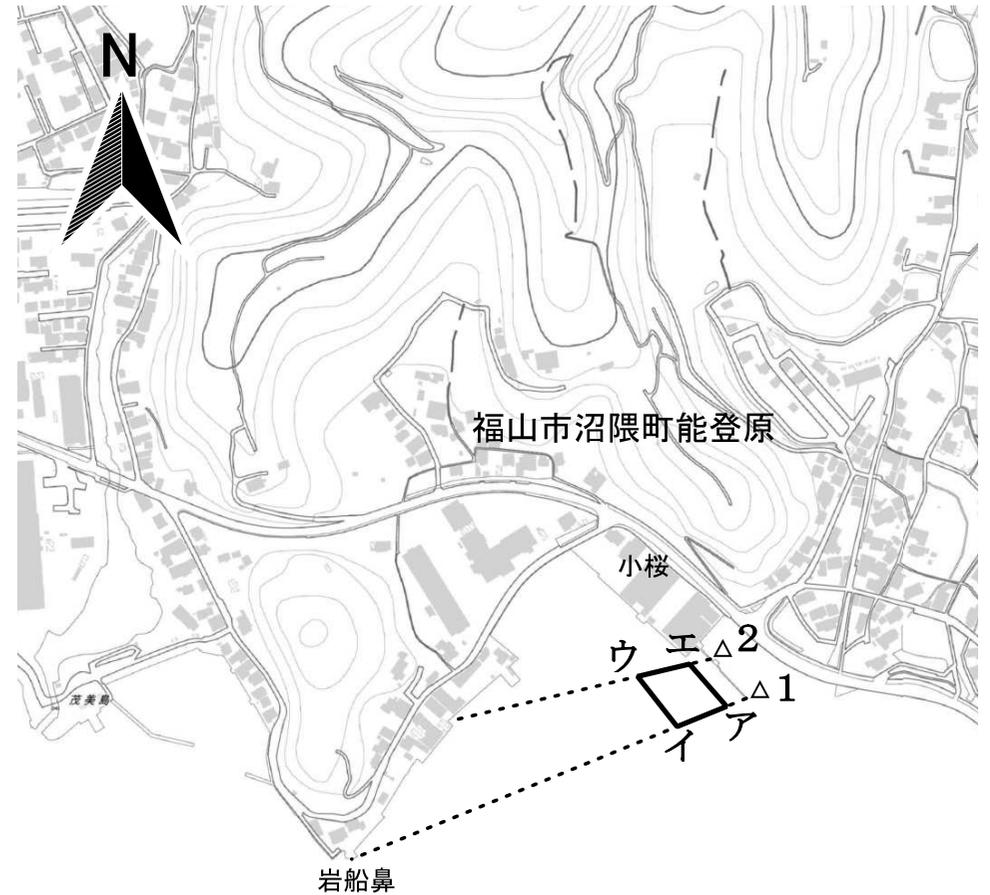
関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



0 100 200 300 400 m

公示番号

区第419号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島横田漁港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島横田漁港東側防波堤突端
基点2	1から防波堤沿い東へ100メートルの所
ア	1から福山市内海町田島西端を見通す線上300メートルの所
イ	1から福山市内海町田島西端を見通す線上400メートルの所
ウ	2から339度400メートルの所
エ	2から339度300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

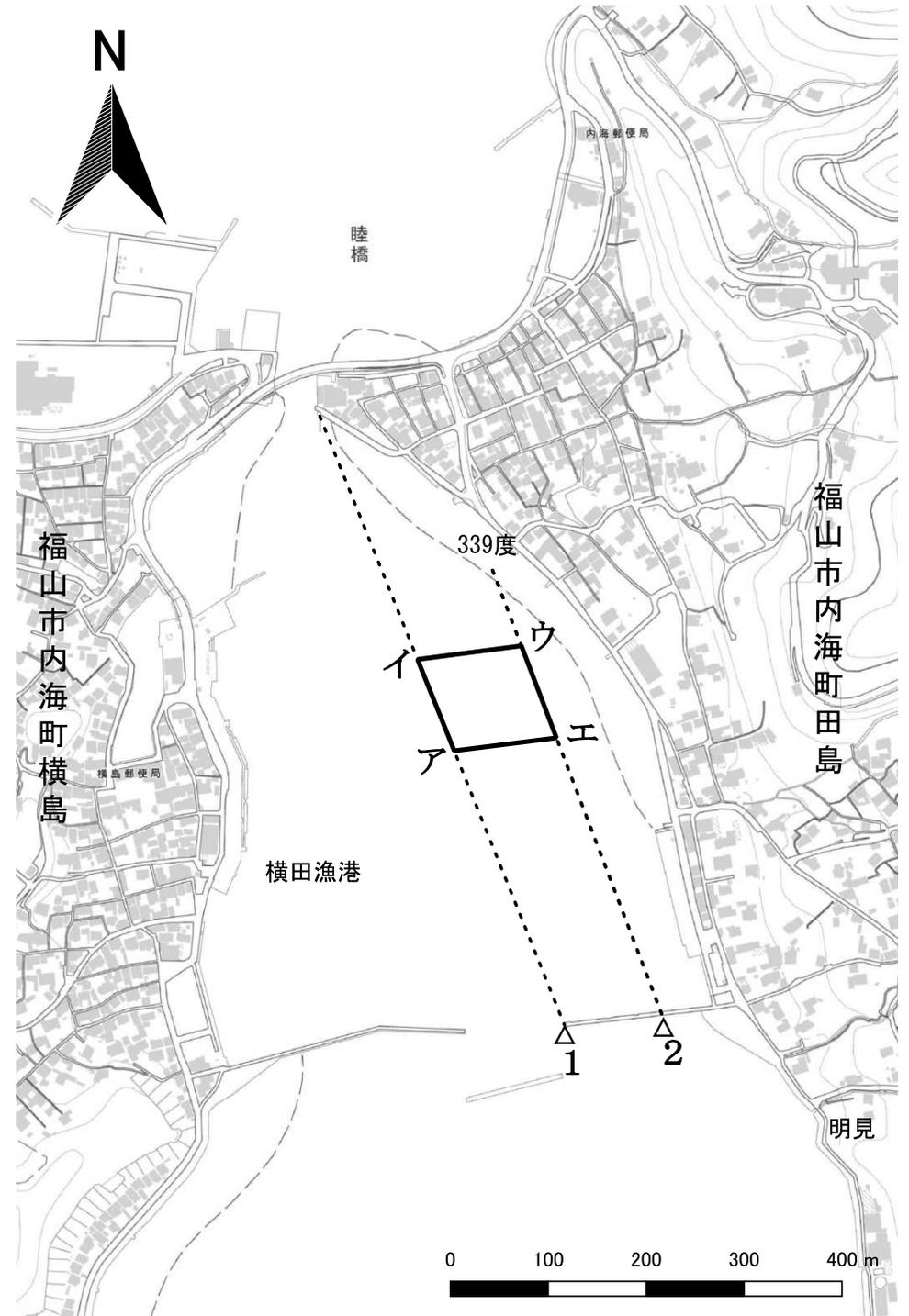
関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

区第421号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島志垣地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町志垣地区の県道387号線の交差点（道路建設顕彰碑前）に設置されたカーブミラーの所
基点2	福山市内海町内海西部地区浄化センター敷地西角
ア	1から尾道市百島町泊地区北側防波堤先端を見通す線上100メートルの所
イ	1から尾道市百島町泊地区北側防波堤先端を見通す線上300メートルの所
ウ	2から尾道市百島町南端（だんご岩）を見通す線上300メートルの所
エ	2から尾道市百島町南端（だんご岩）を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

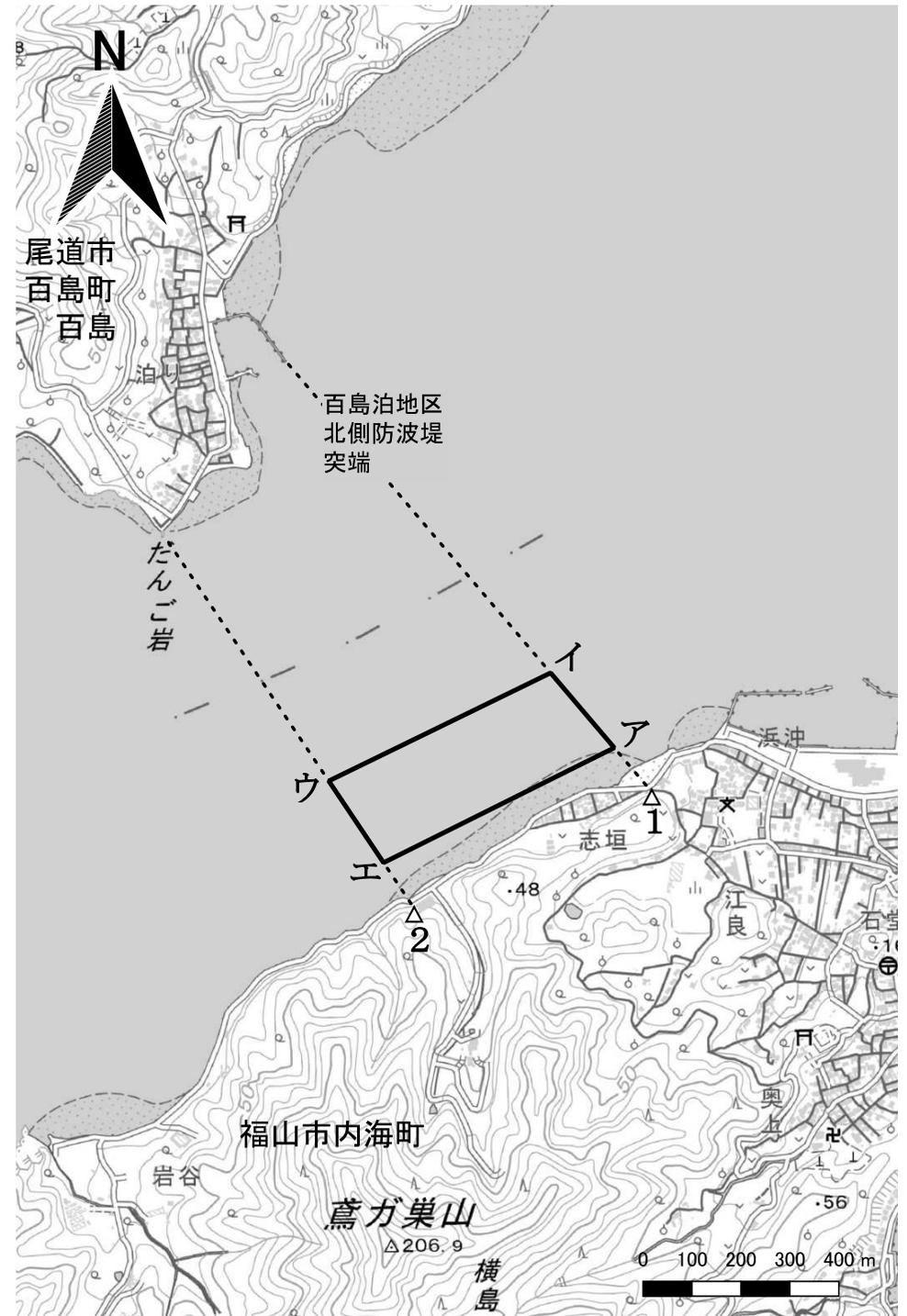
関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

区第422号

漁業種類 漁業権

第1種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島入双地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町横島漁港西側防波堤（入双防波堤）付け根から護岸沿い南へ75メートルの所
基点2	福山市内海町横島漁港小入双防波堤先端
ア	1から横田漁港一文字防波堤西側先端を見通す線上50メートルの所
イ	1から横田漁港一文字防波堤西側先端を見通す線上150メートルの所
ウ	2から福山市内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上250メートルの所
エ	2から福山市内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

